

情報提供

那医発第 306 号
令和5年8月16日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗

担当理事 外間 浩



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力依頼について(再依頼)」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。 ☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 724号

令和 5年 8月 9日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 徳永義光



旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力依頼について(再依頼)

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力依頼についての再依頼の通知となっております。

一時金の支給等に関する事務が厚生労働省から子ども家庭庁へ移管されたことに伴う標記の変更や、都道府県の受付・相談窓口の連絡先を更新したことから、リーフレット及びポスターの一部更新がなされ、再度、周知方依頼の事務連絡があったとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力依頼について(再周知)

(令和5年8月1日(日医発第816号)(健II))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 816 号(健Ⅱ)
令和 5 年 8 月 1 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公印省略)

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について (再依頼)

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力につきましては、令和 4 年 12 月 23 日付日医発第 1866 号(健Ⅱ)にて貴会宛ご連絡申し上げております。

今般、一時金の支給等に関する事務が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴う表記の変更や、都道府県の受付・相談窓口の連絡先を更新したことから、リーフレット及びポスターの一部更新がなされ、再度、周知方依頼の事務連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び関係医療機関等に対する周知方、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年7月27日

各関係団体 御中
(別添参照)

こども家庭庁成育局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」に基づく一時金に関して、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等通知等）により、一時金に係る協力依頼をさせていただいているところですが、このたび、リーフレット及びポスターについて、一時金の支給等に関する事務が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴う表記の変更や、都道府県の受付・相談窓口の連絡先を更新したものをお送りしますので、適宜ご活用ください。

引き続き、支給対象の方に対する効果的な周知広報を行っていくため、貴会におかれましても、会員関係機関等でのリーフレットの配布、所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、都道府県からリーフレットの配布等周知広報について協力依頼があった場合にも、ご協力の程、よろしく願いいたします。

別添：旧優生保護法一時金法に関するポスター及びリーフレットの電子媒体

<本件連絡先>

こども家庭庁成育局母子保健課
中森、鶴飼

TEL: 03-6862-0565

別 添

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本精神神経科診療所協会
一般社団法人日本泌尿器科学会
公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神神経学会

社会福祉法人全国身体障害者施設協議会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
全国肢体不自由児施設運営協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国救護施設協議会

全国手をつなぐ育成会連合会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
一般財団法人全日本ろうあ連盟
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
社会福祉法人全国盲ろう者協会
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
全国就労移行支援事業所連絡協議会
特定非営利活動法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）
一般社団法人日本 ALS 協会
認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議
全国自立生活センター協議会（JIL）
障害児・者相談支援事業全国連絡協議会
きょうされん
公益社団法人日本精神保健福祉士協会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会

一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会
特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
一般社団法人シルバーサービス振興会
一般社団法人日本介護支援専門員協会
公益社団法人日本看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
一般社団法人全国訪問看護事業協会
一般社団法人全国デイ・ケア協会
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人日本言語聴覚士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
公益社団法人日本理学療法士協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
公益財団法人全国老人クラブ連合会
日本在宅介護協会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
全国介護事業者連盟
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部
一般財団法人長寿社会開発センター
公益社団法人日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン（NCCU）
認知症介護研究・研修東京センター
認知症介護研究・研修大府センター
認知症介護研究・研修仙台センター
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
公益社団法人認知症の人と家族の会

日本弁護士連合会

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方

(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

一時金の金額

320万円(一律)です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。
- 請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日(時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。

▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

- ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書(特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください)

※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。

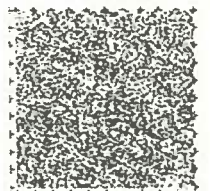
- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
- ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など)
- ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)

【請求期限：令和6年4月23日】

お問い合わせ先

- ▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ▶ また、こども家庭庁にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

こども家庭庁

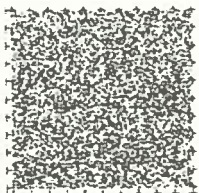


このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和5年5月1日現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX	メールアドレス	ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用)	FAX 011-232-4240	✉ hofuku.kodomol@arcf.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用)	FAX 017-734-8091	✉ kyuyuseichogoho_sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用)	FAX 019-629-5464	✉ AD0007@pref.iwate.lg.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用)	FAX 022-211-2591	✉ kodomok@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用)	FAX 018-860-3821	✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用)	FAX 023-625-4294	✉ yusci@pref.yamagata.lg.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用)	FAX 024-521-7747	✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用)	FAX 029-301-3264	✉ shcutail@pref.abaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-223-6526	✉ idosei@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用)	FAX 048-830-4804	✉ a3570_12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 043-224-4035	✉ http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshiyuseihogofaiswase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用)	FAX 03-5388-1401	✉ S0415201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 043-643-1250(専用)、043-210-4727	FAX 045-210-6860	✉ http://www.pref.kanagawa.lg.jp/140007-100ForAction/ognDisp/NonAction?tempSeq=6953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197	FAX 025-285-8757	✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用)	FAX 076-444-3493	✉ akodomok@atci@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用)	FAX 076-225-1423	✉ yuuseihogo@arcf.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 0776-20-0640	✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用)	FAX 055-223-1475	✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用)	FAX 026-235-7170	✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用)	FAX 058-278-3518	✉ yusci_sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用)	FAX 054-221-3521	✉ kokatci@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用)	FAX 052-954-6920	✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用)	FAX 059-224-2270	✉ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653	FAX 077-528-4857	✉ ep0004@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用)	FAX 075-414-4792	✉ kyuhc_ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用)	FAX 06-6910-6610	✉ yscudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用)	FAX 078-362-3913	✉ kenkou/oushinika@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用)	FAX 0742-27-8643	✉ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所	FAX 073-428-2325	✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所	FAX 0857-26-8116	✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974 (専用)、0852-22-6625 (専用)	FAX 0852-22-6328	✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用)	FAX 086-226-7871	✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用)	FAX 082-502-3674	✉ fukudomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用)	FAX 083-933-2759	✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所	FAX 088-621-2841	✉ kenkoudukurika@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用)	FAX 087-806-0207	✉ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所	FAX 089-912-2399	✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用)	FAX 088-823-9658	✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用)	FAX 092-643-3271	✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用)	FAX 0952-25-7300	✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用)	FAX 095-825-6470	✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用)	FAX 096-383-1427	✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用)	FAX 097-506-1735	✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用)	FAX 0985-26-7336	✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用)	FAX 099-286-5560	✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215	FAX 098-866-2241	✉ aa090701@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~18:00 (月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法一時金特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

旧優生保護法一時金特設サイト



きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による
こ
子どもが できなくなる
しゅ じゅつ ひと
手術などをうけた人へ

かね
お金をうけとることが できます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という法律 が できました。

ほうりつ ほんにん き も き
この法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

こ しゅじゅつ
子どもが できなくなる 手術 などをうけ

こころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み をうけた ことについて

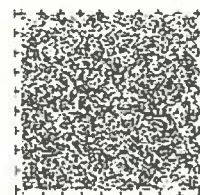
おわび すると かいて あります。

ほうりつ こ しゅじゅつ ひと
この法律 は 子どもが できなくなる 手術 などをうけた 人に

かね はら
お金を払う ことを さいだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和6年4月23日】

こどもまんなか
こども家庭庁



お^{かね}金をうけとることができる
人^{ひと}はどのような人^{ひと}ですか？

しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

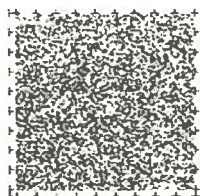
- こ ども が できなくなる しゆじゆつ 手術 を うけた ひと
- こ ども が できなくなるように ほうしゃせん 放射線 を あてられた ひと 人 です。

うけとる お^{かね}金は いくら ですか？

ひとり まん えん
一人 320万円 です。

いつまで て っづ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち
令和 6年 の 4月 23日 まで です。



お^{かね}金^をう^てけ^とる^て手^{つづ}続^きの^{ほうほう}方^が法^が
 わ^{から}な^かつ^たり^り相^{そうだん}談^{した}い^{ひと}人^はは
 住^すん^でい^る都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}や^かこ^かども^か家^{てい}庭^{ちやう}庁^のの^{まどぐち}窓^{ぐち}口^にに
 相^{そうだん}談^しま^しよ^うう[。]。

● 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の^{まどぐち}窓^{ぐち}口^はは^{つぎ}次^のの^{ぺー}ページ^じに^ああ^りま^すす。

● こ^かども^か家^{てい}庭^{ちやう}庁^のの^{まどぐち}窓^{ぐち}口^はは

☎ 電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう} 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受^う付^け時^じ間^{かん} 10:00~18:00 (月^{げつ}曜^{よう}日^び から 金^{きん}曜^{よう}日^び。土^ど日^{にち}祝^{しゅく}日^{じつ} 年^{ねん}末^{まつ}年^{ねん}始^し を 除^{のぞ}く。)

お^{かね}金^をう^けと^るた^めの^{ほうほう}方^法



① 請^{せい}求^{きゅう}書^{しょ} を か^きま^すす

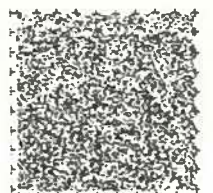
(請^{せい}求^{きゅう}書^{しょ} の か^かき^か方^{かた} が わ^わか^から^らな^なか^かつ^つた^たら 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} の ^{まどぐち}窓^{ぐち}口^にに ^{そうだん}相^{そう}談^{だん} ^{でき}ま^すす)

② 手^て続^{つづ}き^にに ^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}な ^{しり}資^し料^{りょう} (手^{しゅ}術^{じゆつ} を ^うけ^た ^こと^が ^わか^る ^{しん}診^{だん}書^{しょ} や

^{じゅう}住^{みん}民^{ひょう}票^や ^{しょう}障^{がい}害^{しや}者^て手^て帳^{ちやう} の ^てコ^こピー^{など}) を ^て手^てに^いい^れま^すす

③ 住^すん^でい^る都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の^{まどぐち}窓^{ぐち}口^にに ① の ^{せい}請^{きゅう}求^{しょ}書^を ② の ^{しり}資^し料^を ^だ出^しま^すす

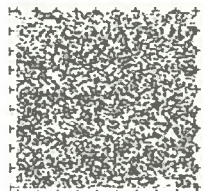
(^{ゆう}郵^{びん}便^で ^おお^くる^こと^も ^{でき}ま^すす)



と どう ふ け ん ま ど ぐ ち 都道府県の窓口

令和5年5月1日 現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・☎ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ☎ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ☎ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ☎ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ☎ kodomok@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ☎ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ☎ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ☎ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ☎ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☎ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 ☎ jidosei@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ☎ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 ☎ https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ☎ S0415201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 ☎ https://www.pref.kanagawa.lg.jp/40007/4068/user/LoginDisp?non_action=amp;Sec=6963&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ☎ ngt040240@prof.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ☎ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ☎ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☎ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ☎ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ☎ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ☎ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ☎ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-6920 ☎ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ☎ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 ☎ eg0004@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ☎ kyuhu-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ☎ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ☎ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ☎ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ☎ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☎ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ☎ kenkosuishin@prof.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ☎ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ☎ fukodomok@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ☎ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2841 ☎ kenkoudukunika@pref.tokushima.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ☎ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ☎ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ☎ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3271 ☎ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ☎ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ☎ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-393-1427 ☎ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ☎ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7335 ☎ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5560 ☎ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 ☎ aa090701@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは **こども家庭庁** の **特設サイト** や **各都道府県** の **ホームページ** など を **みてください**。
 「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuseiichijikin_04351.html



旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

請求手続きについて

一時金の金額

320万円（一律）

- 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

【請求期限：令和6年4月23日】

お問い合わせ先

具体的な一時金の請求や相談に関することは、
お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。



旧優生保護法一時金
特設サイト

こども家庭庁
旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

こども家庭庁
こども家庭庁